

常総市条例第 号

常総市復興計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 平成27年9月関東・東北豪雨による災害からの復興に向けた常総市復興計画（以下「復興計画」という。）を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、常総市復興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、復興計画の策定に関する事項について調査及び審議を行い、その結果を答申するとともに、必要に応じて市長に対して意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域の代表者
- (3) 市議会議員
- (4) 公共的団体等の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号のほか市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から復興計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長

となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会に専門事項の調査及び研究並びに復興計画の素案の作成のため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属する委員は、委員長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会の会務を総括し、専門部会における審議の状況及び結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(以下 省略)